

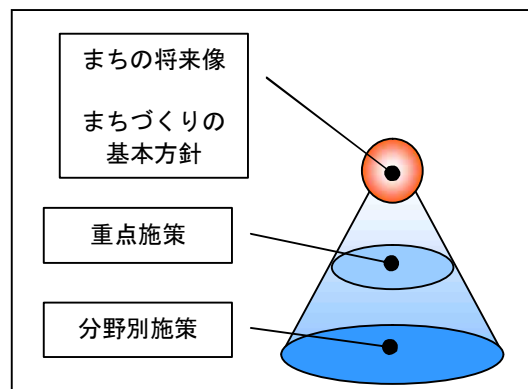
第2編 基本構想

第1章 施策の構成

本町では、重点施策と分野別施策の総合的な推進を図り、まちづくりの基本方針に基づく、まちの将来像の実現をめざします。

重点施策は、一体感の醸成や特性を生かした誇りと愛着のもてるまちづくりをすすめるために、重点的、戦略的に取り組む施策として位置づけ、それぞれのまちづくりの基本方針に対応するプロジェクトを設定します。

分野別施策は、住民福祉の向上に向けて、重点施策との連携を図りながら推進する分野別の基本的な施策として位置づけ、8つの分野別に整理し、設定します。



【まちの将来像】

森と光が織りなすうるおいのまち 共生と交流の伯耆町

(サブテーマ) ～誇りと愛着のもてるまちづくり～

| 【まちづくりの基本方針】 | 【重点施策】(まちづくりの基本方針に対応する5のプロジェクト) |
|---------------|---|
| 住みよさを感じるまち | <input type="checkbox"/> 快適な住環境プロジェクト |
| 地域産業を育むまち | <input type="checkbox"/> ブランド育成プロジェクト |
| 豊かな心が育つまち | <input type="checkbox"/> 地域の人づくりプロジェクト |
| 健康で安心して暮らせるまち | <input type="checkbox"/> 暮らしの安心プロジェクト |
| 住民と行政による協働のまち | <input type="checkbox"/> 協働のまちづくりプロジェクト |

【分野別施策】

新町において基本的に取り組む施策(8つの分野)

| | | | |
|----------|------|--------|------|
| 生活環境 | 生活基盤 | 農林業 | 商工観光 |
| 教育・人権・文化 | 保健福祉 | コミュニティ | 行財政 |

第2章 伯耆町の将来像

1. まちの将来像

本町の将来像は、合併まちづくり計画の精神を継承し、次のとおりとします。

まちの将来像 森と光が織りなすうおいのまち 共生と交流の伯耆町

サブテーマ ～誇りと愛着のもてるまちづくり～

■地域特性を活かした若者定住の促進や過疎化への対応、少子化対策の推進、そして豊かな高齢社会の実現に向けて、住民主役のまちづくりに取り組んでいきます。

まちの将来像には、次のような思いが込められています。

- 「**森**」は、大山の深き緑、美しき清流、大地から生まれる恵みを象徴的にとらえて、「**自然**」を表現している言葉です。
- 「**光**」は、人と地域の輝き、安心に満ちた笑顔、未来への希望と情熱を象徴的にとらえて、「**人**」を表現している言葉です。
- 「**森と光が織りなすうおいのまち**」とは、「自然と人が調和しながら、暮らす安らぎと訪れる楽しさが実感できる地域」を表しています。
- 伯耆町の誕生を「新しい世紀に求められる価値を大切にした新町への飛躍」の契機としてとらえ、信頼と協力のもとで発展させていこうという意味が込められています。
- これまでのまちづくりをふまえて、求められる新たな価値（豊かさ）を「**共生**」と「**交流**」という言葉で表現しています。
- 共生は、「環境と暮らしの共生」、「安全な食と農の循環」「共に支えあう安らぎ」を大切にするまちづくりを表しています。
- 交流は、「住民と来訪者の交流」、「交流を通じた産業活動」、「ふれあいを通じた人づくり」を大切にするまちづくりを表しています。

サブテーマの考え方

まちの将来像を踏まえて、今、伯耆町が目指すべきまちづくりは、住民一人ひとりが真に「私のまちは伯耆町」と実感し、誇りと愛着がもてるような取り組みを進めていくことです。

そして、住民にとって誇りと愛着が持てるまちは、町内外への情報発信や交流を生み、訪れる人たちにも魅力を感じてもらえるまちになっていくことを目指し、「誇りと愛着のもてるまちづくり」を新たなサブテーマとして掲げます。

3. まちづくりの基本方針

まちの将来像を実現していくために、まちづくりの基本方針として次の5つを掲げます。

○住みよさを感じるまち

生活の利便性や快適性など定住環境の一層の整備を図り、住民一人ひとりが自然や環境に対する高い意識を持ち、日常生活や地域活動を通じて自然を守り、活かす取り組みを推進して、自然の恵みの豊かさや精神的なゆとりを実感できる「住みよさを感じるまち」を目指します。

○地域産業を育むまち

住民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持って暮らすためには、まちの活力の源である産業の活性化と町内外へ情報発信できる地域となる必要があります。

そこで農業や観光などの産業の強化と産業間の連携による活性化の取り組みや伯耆町をブランド化することによって「地域産業を育むまち」を目指します。

○豊かな心が育つまち

住民一人ひとりが輝いているためには、ものの豊かさだけでなく、心が豊かに暮らせることが大切であり、心の豊かさは潤いのある人生をおくるための大切な要素です。

このため、将来を担う子供たちがたくましく豊かな人間性を育むとともに、住民がそれぞれのライフスタイルに合わせて、地域の自然や歴史文化に学び、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす環境の充実を図る「豊かな心が育つまち」を目指します。

○健康で安心して暮らせるまち

住民一人ひとりが地域の中でそれぞれの能力を発揮し、互いに支え合いながら安心して暮らせる環境づくりと家庭や職場、身近な地域での健康づくりに取り組み、笑顔でいきいきと安心して暮らせる「健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

○住民と行政による協働のまち

住民が主体的にまちづくりに参画し、行政は情報公開やコミュニティ活動への支援を積極的に行い、住民の意思や能力が地域の課題解決やまちづくりに活かされるとともに、町の一体感が醸成されることにより、住民が真に「伯耆町」を感じ、合併のスケールメリット※1、事務事業の効率化、広域的な人材や資源の有効活用などの合併の効果が発揮される「住民と行政による協働のまち」を目指します。

※1 合併のスケールメリット：合併による規模の拡大により、単位当たりの費用が低下すること

○住みよさを感じるまち

重点施策

□快適な住環境プロジェクト

豊かな自然環境の恵みや精神的なゆとりを実感でき、快適な日常生活を送ることができる住環境のまちの実現に向けて「快適な住環境プロジェクト」を展開します。

このプロジェクトでは省エネルギーや自然と調和した暮らし方や環境保全を推進し、総合的エコタウンづくりを目指して、環境意識の醸成と実践を図ります。

また、移動などの生活利便性の向上や町内外の連携・交流の促進に向けて、道路網の整備、安全な歩道の整備や公共交通の確保、情報通信ネットワークの整備による生活基盤の向上によって定住環境の充実を図ります。

(主要施策)

○省エネルギーや環境意識の醸成と実践による循環型社会の実現

○道路網の整備改善と歩道の設置による安全な道づくり

○住民生活に密着した形での公共交通の確保

○CATV等の整備による情報通信ネットワークの構築

分野別施策

I 生活環境

新町は、大山、日野川をはじめとする雄大な自然に恵まれ、農村景観や歴史を物語る古い町並みがある一方で米子市に隣接した都市近郊型の地域があり、多面的な生活環境を備えています。

豊かな自然環境を守り育て、その魅力や価値を高めるとともに自然環境や景観に配慮し、自然と調和した地域整備により快適で住みよい生活環境づくりを推進します。

また、土地、水、エネルギー等の資源を有効に利用するため、地域レベルでの省エネルギー活動や不法投棄防止などの公害防止を徹底するとともにごみの分別回収、リサイクルや省エネルギーへの住民啓発を行い、生活環境対策を推進します。

そして、自然環境を保全する意味からも重要な役割を担う森林環境保全に対する理解を深める取り組みを行います。

主要施策

○環境保全

自然環境の保全（動植物、河川、森林、里山）…国・県との事業連携
環境管理対策の推進
環境意識の醸成と実践
廃棄物処理
リサイクルの推進
公衆衛生の向上
景観形成の推進
街並み景観の整備

○資源

水資源の確保
温泉資源の活用

○省エネルギー

新エネルギーに関する調査
公共施設での省エネルギー
省エネルギーにむけた住民啓発

Ⅱ 生活基盤

誰もが住み慣れた地域の中で快適に暮らすことのできる生活基盤を確立するためには、「快適な住環境プロジェクト」と連携して、道路網、上下水道、情報通信環境、住環境などの計画的な整備が必要です。

道路網については、日常生活の利便性と安全性を高めるための交通基盤の整備に重点を置くとともに、他の市町村との連携や交流をより活発化させるため、広域的なネットワークの機能を果たす広域道路の整備を促進します。

また、地域の暮らしや産業、福祉、交流等さまざまな分野において CATV、防災無線や鳥取県情報ハイウェイなどの情報伝達基盤を有効に活用し、情報通信環境の充実を図ります。

そして住宅地への需要を考慮しながら、町住宅団地の販売促進を図り、民間企業による自然環境に調和した住宅地の開発を促進するとともに、都市計画の検討や市街地形成に取り組み、人口減少の抑制を図ります。

安全に暮らすことのできる生活環境を実現するため、消防、防災体制の強化を図るとともに、住民の防災や消防への意識を高揚させるための啓発活動を推進します。

住民生活の安全性を確保するため、防犯、交通安全対策を計画的にすすめるとともに昨今、全国的にも多発している消費に関する事件への対応をすすめ、住民が健全な消費生活を送れるような施策を実施します。

公共交通については、「快適な住環境プロジェクト」と連携し、子どもや高齢者など自動車を運転することができない人の移動手段を確保するため、公共交通の利用を促進し、公共交通の維持確保に努めます。

主要施策

- 道路網
 - 広域道路の整備促進
 - 町道・農道・林道の整備促進
- 上下水道
 - 上水道（簡易水道）施設の整備・統合
 - 上水道未普及地の解消
 - 下水道（農業集落排水）施設の整備促進
 - 合併処理浄化槽の整備促進
- 地域情報化
 - 情報通信環境の充実
 - ホームページの活用
 - 電子自治体の推進
 - 個人情報の保護
- 住宅・公園・緑地
 - 市街地形成の促進（都市計画の検討）
 - 町営住宅団地の販売促進
 - 公園墓地の整備
 - 町営住宅の維持管理と建替え
 - 集落公園等の整備促進
 - 全町公園化に向けた取り組み
 - 地籍調査の推進

- 消防・防災
 - 消防体制、消防施設の整備充実
 - 消防団員の資質向上と活性化
 - 学校施設の耐震
 - 防災対策の充実
 - 防災意識の高揚
 - 自主防災組織の活動の充実
 - 防災施設の整備
 - 治山治水の推進
- 防犯・交通安全・消費生活
 - 防犯意識の啓発
 - 防犯施設・交通安全施設の整備
 - 交通安全の啓発
 - 消費生活に関する啓発活動
 - 消費生活に関する相談体制
- 公共交通
 - 公共交通の確保

○地域産業を育むまち

重点施策

□ブランド育成プロジェクト

地域のイメージアップ、存在感の向上を目指して地域資源を活かしてブランド化を図る「ブランド育成プロジェクト」を展開します。

このプロジェクトでは、特産品開発やグリーンツーリズムなどの地域資源を活かした取り組みにより、地元住民の雇用の創出と地域のブランド化を図ります。

また、国立公園大山やとっとり花回廊を軸にして、地域の観光拠点施設の連携を図り、広域観光を推進します。

そして、企業誘致は、雇用の場の創設や地域のイメージアップにつながる重要な施策として位置づけられ、地域の活性化に大きな役割を果たします。一方、本町や土地開発公社は、4つの工業団地を所有しており、今後これらの分譲を含めて積極的に誘致活動を推進していきます。

(主要施策)

○特産品開発とグリーンツーリズムの推進

○ブランド化を推進する専門機関の設置や販売体制の強化

○交流拠点の連携と広域観光の推進

○企業誘致による雇用の場の確保と地域イメージのアップ

分野別施策

I 農林業

本町では、恵まれた自然環境のなかで農林業や畜産・酪農が盛んに行われ、多彩な農畜産物が生産されています。中でも農業は町の基幹産業として、より安定的で効率的な経営を目指すとともに、後継者不足に対応して担い手の育成や農業振興公社の充実などによる農業支援体制の整備を行います。

また、農業者自らが創意と工夫で地域の条件を活かした農業の確立に向け、担い手となる認定農業者と一定の要件を備えた集落営農の育成、拡大を図り、効率的な経営所得対策を講じるため、農地の流動化と農作業の受委託を積極的にすすめます。

そして、食の安全や環境保全の視点から「地域の人づくりプロジェクト」と連携して地産地消を推進し、地域の人々に愛される農畜産品となるような取り組みや堆肥を活用した安全な農産物の提供による循環型農業システム※1の確立を目指します。

中山間地は、農林業の場であるとともに地域の自然環境や景観を形成しています。この中山間地での農林業は、女性や高齢者を中心にした大多数の兼業農家が主力であり、重要な役割を担っています。そこで、豊かな自然や農地を活用した総合的な農村の振興をすすめるため、担い手となる専業農家を軸に兼業農家を巻き込んで、観光施設や体験型農林業が連携するグリーンツーリズムに取り組むなどの「ブランド育成プロジェクト」を展開して、交流型農林業と中山間地域の振興を図ります。

また、鳥取県の農業関係機関や鳥取西部農業協同組合などの農業関係団体と連携して市場動向に対応した販路拡大を行います。

一方、町面積の約7割を占める森林は、木材や林産物の生産だけでなく、災害の防止、水源かん養、地球温暖化の防止など多くの機能を有しています。現在、採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、林業生産活動が十分に行われているとは言えませんが、森林の持つ多面的機能を維持保全するため、継続して森林施業の推進や森林生産基盤の整備を図ります。

主要施策

- 農業
 - 農業支援体制の充実
 - 農業生産基盤の整備
 - 担い手の育成
 - 循環型農業システムの確立
 - 中山間地域等の振興
- 農地
 - 農地の荒廃対策
 - 交流農業の推進
- 林業
 - 森林施業の推進
 - 森林生産基盤の整備

※1 循環型農業システム:家畜排せつ物はや生ごみなどの有機性資源を堆肥などへの循環利用を進め、農業を環境と調和した持続的な生産方式

II 商工観光

観光資源を活かした新たな産業を生み出すため、観光協会を中心に農林・商工関係団体によるグリーンツーリズム推進組織など官民が連携した観光振興体制を整備します。

個性的で魅力ある観光地づくりを進めるため、「ブランド育成プロジェクト」を推進して、リゾートエリアの再整備を図り、周辺の観光施設との連携を強化します。

そして、観光客へのもてなしの心を醸成するとともに、地域の観光地の魅力を伝えるために観光ボランティアガイドを育成するなど、観光客の受け入れ態勢を整備します。

さらに来訪者が国立公園大山周辺、とっとり花回廊を中心としたエリアで観光を広域的に楽しんでいただくための交通、イベント、宿泊等の情報提供ができる機能の充実や広域的連携によるリゾートエリア整備、分業体制確立などを図ります。

商工業においては、商工会は現在、合併にむけた取り組みが行われており、合併によるスケールメリットが発揮できるよう、商工会の支援強化を図ります。そして、商店街周辺の整備により、周辺地域の魅力をアップし、既存商店街の振興を図り、集客力の向上を目指した取り組みを行います。

工業においては、既存の誘致企業を中心に行政との積極的に情報交換を実施して、企業活動を支援するとともに、県や関係機関と連携して起業家の支援を行います。

主要施策

○観光

- 観光振興体制の充実
- 観光施設・観光資源の活用
- リゾートエリアの再整備
- 観光客受け入れ態勢の整備
- 観光情報提供機能の充実

○商業

- 商工団体の支援
- 商店街周辺の環境整備
- 商業サービスの開発支援（コミュニティビジネス※1・エコビジネス※2）
- 起業化の支援

○工業

- 既存企業と行政との連携強化

※1 コミュニティビジネス：地域住民が主体となって地域の課題や問題を解決する事。

ボランティアとして無償の奉仕をするものではなくサービスの対価を得ることにより、継続的にサービスを提供し、地域内の雇用や経済循環も生み出していく「サービス業」

※2 エコビジネス：環境負荷を低減する装置や技術の開発・製造、および環境保全型社会の構築に役立つサービスを提供するビジネス

○豊かな心が育つまち

重点施策

□ 地域の人づくりプロジェクト

将来を担う子供たちが人間性豊かに成長する環境づくりと住民がそれぞれのライフスタイルの中で学習する環境を整備し、創造性にあふれた心豊かな人づくりを推進する「地域の人づくりプロジェクト」を展開します。

このプロジェクトでは、住民の主体的な学習ニーズに対応した生涯学習環境の充実や学校教育における国際化、情報化に対応できる人づくりを推進します。

また、地域の個性を活かした学習テーマや地域、学校が連携して取り組む学習活動により、特色を活かした学校教育の充実を推進します。

そして、生命の大切さを「食」と「農」を通じて学ぶ食農教育※1の推進と健康でいきいきとした生活や青少年の心や体の発達を図る上で重要なスポーツの日常化に取り組みます。

さらに伝統文化や創作芸術等の振興によって地域文化を育み、地域に根ざした伝統文化・芸能の保存・有効活用を図ります。あわせて住民の芸術・文化活動への支援や芸術家の育成などを通じ、新たな文化や芸術の育成を図ります。

加えて伯耆町の芸術、歴史、文化に触れるとともにスポーツ活動により、住民同士の交流とこのまちに住むよろこびや愛着を再認識する取り組みを推進します。

(主要施策)

○図書館の整備や生涯学習環境の充実

○地域個性を活かした学校教育の充実

○農業体験や地産地消を通じた食農教育の推進

○スポーツを楽しめるライフスタイルの充実

○多様な芸術文化を通じた体験交流の推進

○住むよろこびや愛着を再認識するための取り組み

※1 食農教育：食料と農業に関する学習や農業体験学習等を通じて、次代を担う子供たちに対し食べ物や食生活そして食料を生産する農業・農村について、正しい理解を深めていくこと

分野別施策

教育・人権・文化

学校教育においては、児童・生徒数はいずれも減少傾向にありますが、小学校および中学校では個性豊かな教育や基礎学力向上への取り組みがなされています。今後とも学校施設・設備の充実を図るとともに一人ひとりの個性を伸ばし、特色ある個性豊かな学校教育を推進します。

社会教育においては、地域住民が生涯を通じて学び、自己を高めるために総合的な学習システム、多様なニーズに対応できる学習内容、活動の拠点施設などの整備充実を図ります。また、青少年の健全育成については、学校、家庭、地域が連携して、教育環境づくりを推進し、子どもたちの自信と誇りを育むとともに地域社会でのルールやマナーを守る人の育成に取り組みます。そして、まち全体が連携し、子どもたちを共に育むことのできる環境を目指して「共育」※1の環境づくりを推進します。

また、誰もが個性や能力を十分に発揮することのできる社会をつくるために人権尊重を推進するとともに、男女それぞれが持つ能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するための取り組みにより、人権尊重・男女共同参画のまちづくりを推進します。

そして、町民共有の財産である文化財を保存、活用し、特色ある文化や伝統をまちづくりや人づくりに活かして、その価値を高めていくとともにさまざまな芸術文化活動の活性化を図り、新しい地域文化の創造を推進します。

さらに地域でのスポーツ活動や各年代に適したスポーツへの取り組みを支援し、住民が気軽にスポーツに親しむことができるよう施設の適切な管理などによりスポーツ活動を推進します。

主要施策

- 学校教育
 - 学校教育の充実
 - 学校教育環境の整備再編
- 社会教育・社会体育
 - 生涯学習の推進
 - 地域スポーツの推進
 - 「共育」の環境づくり
- 青少年
 - 青少年の健全育成
 - 幼児教育・家庭教育の充実
- 人権
 - 人権を尊重する人づくりの推進
 - 同和対策の充実
- 男女共同参画
 - 男女共同参画の推進
- 芸術文化
 - 文化財・史跡の保存と活用
 - 歴史的街並みの保全
 - 伝統行事・地域文化の継承
 - 文化施設の活用
 - 芸術文化活動の振興

※1 共育：子どもと大人が共に学び共に育つこと、子どもとその家族みんなが共に育つこと

○健康で安心して暮らせるまち

重点施策

□暮らしの安心プロジェクト

すべての人にやさしい環境や身近な支え合いによって、いきいきと安心して暮らせるまちの実現に向けて、暮らしの安心を支える「暮らしの安心プロジェクト」を展開します。このプロジェクトでは、福祉に関する相談窓口の一本化や関係機関等とのコーディネート機能の強化によって、住民の利便性の向上を図ることを目指して、生活総合サポートセンターの開設を行います。また、国家的課題である少子化問題に対応し、共働き世帯や子供のいる世帯の子育て支援制度の充実により、本町への定住を促進します。

そして、子供、高齢者、障害者等に配慮してだれもが能力を発揮できる環境を目指して、ユニバーサルデザイン※の推進を図るとともに、高齢者や障害者への福祉サービス、ボランティア活動等によって互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

さらに、住民の主体的な健康づくりのため、福祉・保健・医療の連携強化によって病気予防や介護予防、健康づくりに対する情報提供や相談・指導体制の充実を図ります。

(主要施策)

○生活総合サポートセンターの開設

○安心して生み育てられる環境の整備

○誰にもやさしい環境づくり

○ボランティア活動の推進

○誰もが快適に歩ける環境の整備

○元気に暮らせる心と体の健康づくり

※ユニバーサルデザイン：改造や特別ではなく、最初からすべての人々が利用しやすい設計にすること

分野別施策

保健福祉

すべての町民がいきいきと健やかに暮らすためには、住民の健康づくりと生きがいづくりが不可欠です。これからの高齢社会においては、保健、福祉、医療についての住民の要求はますます高度化、多様化することが予想され、すべてに行政が対応することは困難になっています。

そこで、高齢者をはじめ多くの地域住民が積極的に保健福祉活動に参加し、ボランティアとして地域保健福祉を支える仕組みづくりや支援を行うことが必要であり、このための住民啓発をより一層推進し、住民と行政が協働で保健福祉の充実を図ります。

健康づくりにおいては、生涯を通じた心と体の健康を目指して、関係機関の連携や地域ぐるみの取り組みにより、ライフスタイルの応じた健康づくりを推進します。

高齢者保健福祉においては、元気で自立した生活を送ることができるよう、介護予防、高齢者の生きがい対策や福祉サービスの充実を図ります。

障害者福祉においては、社会参加や就労機会の確保、既設の公共施設のバリアフリー※化を推進し、自立した生活を支援する障害者福祉の充実を図ります。

児童福祉においては、ライフスタイルや保育ニーズの多様化に対応し、子育てを支援する保育体制の充実などの子育てのための環境整備を図り、少子化社会に対応した施策を展開します。

医療・保険においては、保健、福祉、医療の連携や老人保健、介護部門との連携により、在宅療養に向けた体制整備とともに医療費の適正化を図ります。

主要施策

- 健康づくり
 - 住民参画の健康づくりの推進
 - 母子保健対策の推進
 - 老人保健対策の推進
 - 歯科保健対策の推進
 - 精神保健対策の推進
- 地域福祉
 - 地域福祉の充実
- 高齢者保健福祉
 - 介護予防事業の推進
 - 高齢者の生きがい対策の充実
 - 高齢者福祉サービスの充実
- 障害者福祉
 - 障害者の社会参加の促進
- 児童福祉
 - 保育サービスの充実と環境整備
 - 子育てのための環境整備
- 医療・保険
 - 保健福祉医療の連携
 - 救急医療への対応強化
 - 医療費の適正化
 - 保険税徴収率の向上

※バリアフリー：障壁を取り除き、障害者や高齢者などが使いやすく工夫したもの

○住民と行政による協働のまち

重点施策

□協働のまちづくりプロジェクト

住民の主体的な活動の成果や意思をまちづくりに活かし、住民と行政による協働のまちの実現に向けて、住民のまちづくりへの参画を促進する「協働のまちづくりプロジェクト」を展開します。

このプロジェクトでは、行政への住民参画の仕組みづくりや住民の自主的な地域活動への支援を行い、人材育成とともに住民がまちづくりに参画しやすい体制の確立を図ります。また、協働のまちづくりに向けた情報公開の推進や行政評価制度※の確立による透明性の確保と効率的で実効性のある行政運営を目指します。

そして、地域の課題に対応し、まちづくりの中心となる地域リーダーの育成、協働のまちづくりを担う NPO、ボランティア団体の育成を図り、協働のまちづくりをすすめるとともに、住民ニーズを踏まえた公共施設の有効活用により、行政の効率化を図ります。

さらに、町の一体感を醸成し、合併によるスケールメリットを発揮するための取り組みをすすめていきます。

(主要施策)

○住民参画の仕組みづくり

○地域活動拠点の機能強化

○地域リーダーや NPO・ボランティア団体などの組織の育成

○情報公開の推進と行政評価制度の確立

○住民ニーズを踏まえた公共施設の有効活用

○町の一体感を醸成するための取り組み

※ 行政評価制度：行政が行う施策や事業を「町民にとっての成果は何か」「当初期待したとおりの成果が着実に上がっているか」という視点から客観的に評価・検証を行う制度。

分野別施策

I コミュニティ

行政には、多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応し、満足度の高い行政サービスや魅力的なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。そのためには、住民と行政とのパートナーシップを構築し、住民と行政が連携した役割分担を実現しなければなりません。

今後、行政は積極的に情報を提供し、住民の豊かな個性と創造性を発揮する活動がまちづくりに結びつくような仕組みをつくることにより、「まちづくりは自分たちで」という住民自治意識の醸成を行い、住民と行政との協働によるまちづくりを積極的に展開していきます。

また、集落単位の地域活動が活発に行われるような事業や活動を支援するとともにコミュニティ施設の整備により、地域コミュニティの活性化を図ります。

そして、福祉、子育て、防犯などの分野で地域住民が自主的な役割を担って自分たちのまちを支え、守る活動が必要とされており、具体的な地域活動に結びつくような支援を行います。

さらに住民が主体となった交流活動の支援を行い、地域の活性化と国際性豊かな人づくりを推進します。

主要施策

- 協働のまちづくり
 - 行政情報の提供
 - 住民参画の促進
- 集落活動
 - コミュニティ施設の整備
 - 住民活動・集落活動の活発化
 - 地域が支える福祉・子育て・安全
- 交流
 - 地域間交流の推進
 - 国際交流・国内交流の推進
 - 国際性豊かな人づくりの推進

Ⅱ 行財政

国の三位一体の改革に伴い、地方分権一括法が施行され、地方自治体には住民自治確立のため、地域の自立に向けた取り組みが求められています。また、地方分権の進展に伴う権限の拡大とともに地方自治体が果たすべき役割と責任は拡大しており、自己決定、自己責任が求められています。

このような中で厳しい財政状況のもと、効率的な行財政運営を行うため、各部門の専門性の向上、諸施策の複合化・統合化などにより、柔軟で効率的な行政を推進する行政体制を確立していきます。

また、財政運営においては、財源確保、経常経費の削減に努め、限られた財源の中で重点的な予算配分を行います。

そして、行政改革を早期に実施して費用対効果の視点による事業の見極め、行政コストの抑制に努めるとともに、必要に応じて広域行政での事務処理と行財政の効率的な運営に努め、より健全で柔軟性のある行財政の構築を目指します。

主要施策

○行政運営

柔軟で効率的な行政体制の確立

職員資質の向上

行政改革の早期実施

○財政運営

財源の確保

財政運営の効率化

○広域行政

広域行政の推進

4. 将来の基本フレーム

(1) 将来人口

本町の平成17年国勢調査の人口は、12,343人です。平成12年から平成17年にかけては、15歳未満人口は、約8%減少し、65歳以上の高齢人口は3.5%の増加と少子高齢化の傾向が顕著に現れており、この傾向が今後も続くものと予想されます。

目標人口については、この計画に基づいたまちづくりをすすめ、定住化施策を展開することで人口減少の抑制を図り、平成22年には12,322人、10年後の**平成27年には12,300人**を目標とします。

【目標人口】

(単位：人・%)

| 区分 | 1995年 平成7年 | 2000年 平成12年 | 2005年 平成17年 | 2010年 平成22年 | 2015年 平成27年 |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 人口 | 12,709 | 12,663 | 12,343 | 12,322 | 12,300 |
| 15歳未満 | 2,140 | 1,842 | 1,693 | 1,456 | 1,353 |
| 15～64歳 | 7,637 | 7,517 | 7,235 | 7,345 | 7,109 |
| 65歳以上 | 2,932 | 3,299 | 3,415 | 3,521 | 3,838 |
| 高齢化率 | 23.1 | 26.1 | 27.7 | 28.6 | 31.2 |

国勢調査

※2005年の階層別人口は推計値、2010年、2015年は目標値

※2000年合計には年齢不詳者5人を含む

(2) 土地利用の基本方針

本町の土地利用にあたっては、市街地的土地利用、農村的土地利用が考えられますが、自然環境の保全との調和を図りながら、良好な生活環境の確保と均衡ある発展に向けて、長期展望に基づく計画的な土地利用を進めます。このため、土地利用計画を策定し、適正な土地利用の確保を図ります。

○自然保護ゾーン

自然環境や景観の保全に努めるとともに貴重な動植物の保護を図ります。また、森林の公益的機能や自然生態系への影響に配慮して、自然とのふれあいや学習の場、また健康増進の場として、森林空間や水辺の活用を図ります。

○リゾートゾーン

自然と調和したリゾート施設や観光施設と地域産業との相互連携を図りながら、雄大な景観や豊かな自然を活用して、地域住民や来訪者が快適に過ごすことができるうるおいのある環境づくりを進めます。

○交流・体験ゾーン

交流拠点や観光資源を結んだ広域観光や農村空間を活かしたグリーンツーリズムの展開などを通じて、多彩な地域情報の発信と都市農村交流の場としての活用を図ります。

○産業振興ゾーン（農業・工業）

優良農地における生産振興と農地・森林の有効活用による農林畜産業の振興を図ります。また、地域の雇用の場としての企業誘致や起業化の促進に向けた工業用地の確保等を進め、地域産業の活性化を図ります。

○住宅地・市街地ゾーン

都市への近接性を活かした住宅地等の計画的な整備を進めるとともに、新町の拠点として公共施設周辺や市街地におけるにぎわいの創出と利便性の高い快適な空間づくりを進めます。

第3章 まちづくりをすすめるための役割分担

現在の地方自治をめぐる状況は、先行きが不透明であり、財政状況の厳しさを考えるとこれまでのように行政主導でサービスやまちづくりをすすめていくことは困難で、今後は地方自治の原則に立ち返り、住民が主役という意識の中でまちづくりをすすめることが大切です。

本町が目指すものは、住民は「住んでよかった」、企業等は「この地に起業してよかった」と実感でき、誇りと愛着のもてるまちにしていくことです。

そして、このまちの将来像を実現するため、住民、企業等、行政が互いにまちづくりのパートナーとして認め合い、この町に生活するすべての者が主体性と役割意識をもって、協働しながら行動を起こすことが大切です。

1 住民の役割

住民は、行政サービスを等しく受ける権利や選挙をする権利があると同時に、その負担を税や使用料、手数料で納付する義務があります。しかし、住民個々のニーズの多様化などにより、公共サービスの範囲が拡大し、コストの増大を招いています。この結果、財政的な硬直化を招き、公共サービスの水準を維持していくことが厳しい情勢になっています。

このため、公共サービスの提供者や提供方法を見直し、NPOやボランティア団体などを公共サービスの提供者として検討し、積極的に取り入れていくことが必要です。

また、住民一人ひとりが地域における与えられた役割を自覚し、その役割を果たすことを考え、さまざまな活動に自主的・主体的に参加することを期待します。

- まちづくりは、住民が主役だということを理解し、まちづくりに意欲と使命感を持つ。
- 地域での話し合いから地域のあり方を考える。
- 地域の課題を地域で解決することにチャレンジし、まちづくりに主体的に取り組む。

2 企業等の役割

従来のようなまちづくりの役割が変化し、公設民営や外部委託の推進などに示されるようにこれまで行政が担ってきた分野においても企業等の役割が重要になっています。

特に施設管理、福祉サービス、ごみや環境問題への取り組み、まちづくり活動などの分野では企業等が公共サービスの提供者になってきています。

そして、企業等が地域の雇用の場となり、納税するという社会的な役割だけでなく、地域社会を構成する一員として役割を果たすことが期待されます。

- 企業等の専門分野を活かして、まちづくり、地域活動や行事に積極的に参画するとともに、ボランティア等の社会貢献活動に対する理解や活動促進を行う。
- 環境問題を解決していくための情報提供、技術的支援を行うとともに産業間の連携によって排出物を資源に変換し、排出物ゼロを目指す。
- 災害などの非常時には、住民や行政と連携して地域社会の安全を支援する。

3 行政の役割

行政（町）は、適正な行財政運営の中で住民、集落等の自治会、各種団体、企業等と連携し、住民の意向を反映した望ましい地域の実現を目指して、まちづくりのコーディネーターとしての役割を担っています。今後、質の高い行政サービスの提供や効率的な行政運営を果たすよう次の役割を実行していきます。

- 住民参画をすすめるため、積極的な行政情報の公開を行う。
- 住民参画の仕組みづくりを進め、地域の自発的・主体的な取り組みを支援する。
- 住民に対して町の課題や問題点を提起して、まちづくりへの関心を高める。
- 効率的な行政運営を行い、質の高い行政サービスの提供に努める。